

Q3-9. 立野ダム建設に係る技術委員会の資料で掲載されている現地踏査対象斜面16地区に比べて、現地の土砂崩壊箇所はもっと多いですが何故でしょうか。

○技術委員会の資料で掲載している 16 地区は、全国共通の技術指針に基づき、平成 28 年 6 月洪水後の航空レーザ測量を基に地形判読を実施し、立野ダムの湛水による影響を受ける斜面の中で対策工の必要性について精査が必要な地区を抽出したものです。

- ・地すべり状地形：6 地区
- ・崖錐斜面（層厚が厚いと推定されたもの）：10 地区

○立野ダムの湛水地周辺で見られるそれ以外の崩壊斜面は、湛水による影響を受けない斜面であることなどから、技術指針に基づく精査の対象とはなっていません。

○なお、抽出された 16 地区については、引き続き、対策工の必要性などを精査し、必要な場合には対策工を実施して斜面の安定性を確保します。